

安城市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市広告掲載等実施要綱（平成19年6月26日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、民間企業等から安城市図書館に排架する雑誌の提供を受けることにより、安城市図書館の資料の充実及び市民へのサービス向上を図るため安城市図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、雑誌最新号のカバー表面、裏面及び雑誌架とする。

2 広告1枠の規格は、次のとおりとする。

(1) カバー表面

ア 縦 6センチメートル

イ 横 13センチメートル

(2) カバー裏面

ア 縦 広告を掲載する雑誌の寸法未満

イ 横 広告を掲載する雑誌の寸法未満

(3) 雑誌架

ア 縦 29センチメートル

イ 横 21センチメートル

3 広告を掲載する者は、1雑誌につき1者とする。

4 広告デザインは自由とする。

5 内容及びデザインは、要綱第10条に規定する安城市広告掲載等審査委員会（以下「審査会」という。）で承認されたものとする。

6 広告が掲載された雑誌の排架位置は、図書館長が決定する。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、市及び図書館ウェブサイト等への掲載、チラシの配付、その他図書館長が適当と認める方法により行う。

2 雑誌の選択方法については、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館が提示した雑誌リストから選定する。

(2) 雑誌リストに無い雑誌に広告の掲載を希望する場合は、図書館に広告を掲載したい雑誌を提示し、図書館長が広告掲載の可否を判断する。

(応募者の資格)

第4条 広告掲載申込者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる条件の全てを満たさなければならないものとする。

- (1) 企業、商店その他団体及び個人事業主
- (2) 要綱第3条各号のいずれにも該当しない者
(広告掲載の申込み)

第5条 申込者は、市長が指定する期日までに、広告掲載を希望する雑誌名を安城市図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1)に記載し、次の書類を添付して、市長に申し込むものとする。

- (1) 会社概要等(業務内容が分かるもの)
- (2) 市外に在住する企業、商店その他団体及び個人事業主は、市町村税の納税証明書
- (3) 掲載を希望する表面、裏面及び雑誌架の広告図案
(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、掲載の申込みがあったときは、審査会で審査を行った上で掲載の可否等を決定する。広告掲載の決定をした申込者に対し、安城市図書館雑誌スポンサー掲載決定通知書(様式第2)により通知する。

2 募集期間内に同一の雑誌に申込者が2者以上あった場合は、抽選で広告を掲載する者を決定する。

3 第1項の規定による広告掲載の決定を受けた申込者は、広告内容又は申込者の所在地若しくは名称を変更する場合は、安城市図書館雑誌スポンサー申請内容変更申込書(様式第3)を市長に提出しなければならない。この場合において、広告内容を変更する申込者は、併せて広告図案を提出するものとし、再度、審査会で承認を得ることで変更が認められる。

(チラシの設置)

第7条 広告掲載の決定を受けた申込者は、雑誌スポンサー専用のチラシ架にチラシを設置することができる。

2 チラシの設置に関する規定は次のとおりとする。

- (1) チラシのサイズは、原則A4以下とする。(ただし、A4より大きいチラシについては、A4以下に折りたたんでの提出がなされれば可とする。)
- (2) 設置できるチラシ架の区画数は、1者につき1区画を基本とし、3誌スポンサーになるごとに1区画増えるものとする。

(3) チラシの区画位置は、図書館館長の判断で決めることとし、雑誌スポンサーが指定することはできない。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料の支払については、広告を掲載する雑誌を市に提供し、図書館が排架することをもって代えることとする。

2 申込者が提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館館長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

3 既に納品された雑誌は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を15日以上中止した場合は、中止した月に納品があった雑誌の支払いを図書館が負担する。

(広告の掲載期間)

第9条 広告の掲載期間は、申込者が希望した日から、当該日が属する年度の3月末日までに提供された最新号雑誌の次号の発売日の前日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、市長又は申込者いずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 解約の意思表示をしようとする申込者は、安城市図書館雑誌スポンサー解約申込書(様式第4)を解約の1月前までに市長に提出するものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 次のいずれかに該当する場合には、市長は、申込者への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 申込者が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき

(2) 広告掲載の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき

(3) 申込者の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき

(4) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき

(5) その他広告の掲載を開始又は継続することが適切でないと市長が認めたとき

(申込者の責務)

第11条 申込者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を追うものとする。

2 第三者から、広告に関連して被害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決するものとする。

3 申込者は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸しては

ならない。

(問題発生時の対応)

第12条 申込者は、広告内容に関する苦情その他が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(雑誌の所有権)

第13条 申込者から提供のあった雑誌は、図書情報館に帰属するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。